

つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する
 条例附則第4項から第6項までの規定による手当の激変緩和措置に
 関する規程

平成26年4月1日
 病院事業管理規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する
 条例（平成24年つがる西北五広域連合条例第13号。以下「条例」という。）附則第4
 項から第6項までの規定に基づき、給与の激変緩和措置について必要な事項を定めるも
 のとする。

(管理職手当の激変緩和措置)

第2条 条例附則第4項の管理者が別に定める割合は、次の表の左欄に掲げる期間の区分
 に応ずる同表の右欄に定める加算率とする。

期間	加算率
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	100分の80
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の60
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の40
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の20

(特殊勤務手当の激変緩和措置)

第3条 条例附則第5項の管理者が別に定める特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる手
 当とし、同項の管理者が別に定める割合は、同欄に掲げる手当の区分に応ずる同表の右
 欄に定める支給率とする。

手当	支給率
診療手当	100分の100
救急診療手当	100分の87
宿日直勤務特別診療手当	
時間外深夜診療手当	

2 条例附則第6項の管理者が別に定める特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる手当と
 し、同項の管理者が別に定める割合は、同欄に掲げる手当の区分に応ずる同表の右欄に
 定める支給率とする。

手当	支給率
診療手当	100分の76

3 前2項の規定を適用する場合において、平成27年4月1日から平成31年3月31
 日までの間における加算率は、次に掲げる加算率に読み替えるものとする。

(1) 加算率が100分の76の場合にあっては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応
 ずる同表の右欄に定める支給率

期間	支給率
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の70
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の64
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の58

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の52
-------------------------	---------

(2) 加算率が100分の87の場合にあっては、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応ずる同表の右欄に定める支給率

期間	支給率
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の74
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の61
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の48
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の35

4 条例附則第7項の管理者が別に定める特殊勤務手当は、診療手当とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。